

通信法規

4 無線局の免許手続き [講義資料 19 頁の 1.1 1) 通常の免許手続き 参照]

4. 1 申請 (電波法第 6 条、無線局免許手続規則第 2 条～第 8 条)

無線局免許申請書 + 添付書類 (無線局事項書及び工事設計書) を総務大臣に提出する。 (要式行為)

申請書及び添付する書類の記載事項

		記載事項	
		一般の無線局の場合*)	基幹放送局の場合**)
無線局免許申請書		「電波法第6条の規定により無線局の開設を申請する。」旨の記載。	
		目的	
		開設を必要とする理由	
		通信の相手方及び通信事項	放送事項
		無線設備の設置場所	
		電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
		希望する運用許容時間	
添付する書類*)	無線局事項書	工事落成の予定期日	
		運用開始の予定期日	
		他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	
		- - - - -	無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
		- - - - -	事業計画及び事業収支見積
		- - - - -	放送区域
		工事設計書	無線設備の工事設計

*) 無線局免許申請書に添付する書類の記載事項は無線局の種別により異なる。

**) 無線局の種別により、上記の書類の外に資料の提出が必要なことがある。

4. 2 受理 (無線局免許手続規則第 9 条第 1 項)

提出書類の形式的要件を審査：適法⇒受理、不適法⇒返却 (訂正可能であれば再提出可)

4. 3 審査 (電波法第 7 条)

申請の内容についての書類上の審査。

審査の基準	放送局を除く無線局の場合	一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
		二 周波数の割当てが可能であること。
		三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
		四 「無線局の開設の根本的基準」*)に合致すること。
	放送局の場合	一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
		二 放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当てが可能であること。
		三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
		四 特定地上基幹放送局にあっては、放送法等に定める基準、要件等に適合すること。
		七 「基幹放送局の開設の根本的基準」**)に合致すること。

*) 「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」（昭和 25 年 9 月 1 日電波監理委員会規則第 12 号）

**) 「基幹放送局の開設の根本的基準」（昭和 25 年 12 月 5 日電波監理委員会規則第 21 号）

4. 4 予備免許 (電波法第 8 条)

書類上の審査を通過すると、次の事項を指定して予備免許が付与される。

通信法規

指定事項	工事落成の期限 *)	*) 電波法第8条第2項 無線局免許手續規則第11条第1項 **) 無線局免許手續規則第10条の2 ***) 無線局免許手續規則第10条の2
	電波の型式及び周波数 **)	
	識別信号	
	空中線電力 ***)	
	運用許容時間	

4. 5 工事設計の変更（電波法第9条、電波法施行規則第10条、無線局免許手続規則第12条）

工事設計の変更	総務大臣の事前の許可を要する変更
	総務大臣の事前の許可を要しない変更（軽微な事項の変更）

- 1) 総務大臣の事前の許可を要する変更
通信の相手方 / 通信事項（放送事項）/ 放送区域 / 無線設備の設置場所
- 2) 総務大臣の事前の許可を要しない変更（軽微な事項の変更）
電波法施行規則第十条及び同規則別表第一号の三に掲げる事項。遅滞なく届け出。
- 3) 変更することが出来ない事項（電波法第9条第3項及び第4項ただし書き）
 - 周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を來すもの
 - 電波法第三章に定める技術基準に合致しないもの

4. 6 落成届け及び落成後の検査（電波法第10条、無線局免許手続規則第13条）

落成届け	⇒ 検査事項	無線設備が電波法第三章の技術基準に適合していること
		無線従事者の資格と員数
		時計及び無線局に必要な書類の備え付け

登録点検事業者又は登録外国点検事業者の利用による検査の一部省略。

[参照 配布資料 33頁 9 登録点検事業者制度]

4. 7 免許の拒否（電波法第11条、無線局免許手続規則第14条）

総務大臣は、次の場合には無線局の免許を拒否しなければならない。

無線局の免許の拒否の理由	免許申請を審査した結果、予備免許の付与の要件に適合しない場合
	工事落成期限経過後2週間以内に工事落成届が提出されない場合
	落成後の検査の結果、不合格となった場合

4. 8 免許の付与と免許記録の通知（電波法第12条、第14条）

総務大臣は、免許を与えたときは、その証として免許記録を作成して免許人に通知、又は免許事項証明書を交付する。免許記録には、次の事柄が記載される。

免許状記載事項	- 免許の年月日及び免許番号	- 免許人の氏名又は名称及び住所
	- 無線局の種別	- 無線局の目的
	- 通信の相手方及び通信事項（放送局の場合は放送事項及び放送区域）	
	- 無線設備の設置場所	- 免許の有効期間
	- 識別信号	- 電波の型式及び周波数
	- 空中線電力	- 運用許容時間

4. 9 免許の有効期限（電波法第13条、第13条の2、電波法施行規則第7条～第9条）

通信法規

免許の有効期間は、原則として免許の日から起算して五年を超えない範囲で定められる。

『免許の有効期間は、免許の日から五年を超えない範囲内において総務省令で定める。』

ただし、再免許を妨げない。』（電波法第13条第1項）

『包括免許の有効期間は、包括免許の日から五年を超えない範囲内において総務省令で

定める。ただし、再免許を妨げない。』（電波法第27条の五第3項）

無線局の種別	有効期限
特に規定の無い無線局	5年（電波法第13条第1項）
義務船舶局、義務航空機局	無期限（法第13条第2項）
放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る）	目的達成に必要な期間
放送実験局、放送試験衛星局、実用化試験局	2年
電波法第5条第1項のアマチュア局（永住を許可された者が開設するものを除く）	1年

4. 10 簡易な免許手続き（電波法第15条、無線局免許手続規則第二章第一節の二）

次の無線局については、簡易な免許手続きによることが出来る。

- 適合表示無線設備のみを使用する無線局
- 遭難自動通報局等
- 特定実験試験局

4. 11 包括免許の手続き〔特定無線局の免許の特例〕（電波法第27条の2～第27条の6）

特定無線局を2以上開設しようとする者は、その特定無線局が、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに電波法施行規則第15条の3に規定する無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、個々の特定無線局ごとに免許を申請することなく、複数の特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。（Ex. 携帯電話機、MCA移動端末など）

特定無線局とは、次のいずれかの無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものをいう。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局*)
二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局**)

*) 電波法施行規則第15条の2第1項、当該特定無線局の免許人を「第一号包括免許人」という。

**) 電波法施行規則第15条の2第2項、当該特定無線局の免許人を「第二号包括免許人」という。

【包括免許の申請】	電波法第27条の3	特定無線局の免許申請書、添付書類
↓		
【受理】		
↓		
【審査】	電波法第27条の4	周波数割当て可能性、特定無線局の開設の根本的基準
↓		
【包括免許の付与】	電波法第27条の5	
↓		
【免許状の交付】	電波法第27条の5第2項	
↓		
【運用開始届け】	電波法第27条の6	

通信法規

4. 12 運用の開始及び休止の届出(電波法第16条)

無線局の免許人は、免許を受けたときは、遅滞なく無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、電波法施行規則第10条の2で定める無線局については、運用の開始を届ける必要はない。

運用の開始を届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するとき及び休止期間を変更するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。

5 再免許（電波法第13条第1項ただし書き、無線局免許手続規則第二章第二節）

再免許申請は、無線局免許手続規則第17条の規定による申請時期に行わなければならない。
免許の内容の変更を含む再免許は認められない。

無線局の種別	申請時期（免許の有効期間満了前）
特に規定の無い無線局	3ヶ月以上6ヶ月を超えない期間
アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く）	一箇月以上一年を超えない期間
特定実験局	一箇月以上三箇月を超えない期間
免許の有効期間が一年以内である無線局	一箇月までに
無線局免許の終期の統一（電波法施行規則第8条第1項）に関連して、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局	免許を受けた後直ちに

(無線局免許手続規則第17条)

6 免許人の地位の承継（電波法第20条、無線局免許手続規則第二章第二節の二）

ある者が、他の者の法令上の権利及び義務を受け継ぐことを「承継」という。

承継の原因	免許人の地位を承継する者	承継の手続き
免許人についての相続	相続人	届出 (無線局免許手続規則第20条の2)
免許人である法人の合併又は分割	合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人であって総務大臣の許可を受けたもの	許可の申請 (無線局免許手続規則第20条の3)
無線局を使用して行う事業の譲渡	譲受人であって総務大臣の許可を受けたもの	許可の申請 (無線局免許手続規則第20条の3の2)
船舶及び航空機の運行者の変更	変更後船舶又は航空機を運航する者	届出 (無線局免許手続規則第20条の2)

法人の合併又は分割及び事業の譲渡による免許人の地位の承継の許可については、免許の欠格事由（電波法第5条）及び免許の申請の審査（電波法第7条）の規定を準用する。

相続又は船舶若しくは航空機の運航者の変更により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

通信法規

7 無線局の免許の失効及び取消し（包括免許の場合を除く）

7. 1 無線局免許の失効の原因（包括免許の場合を除く）

無線局免許の失効の原因 (包括免許の場合を除く)	有効期間の満了	電波法第13条
	無線局の廃止	電波法第23条
	外国で取得した船舶又は航空機の無線局に特例により免許が与えられた場合で、当該船舶又は航空機が、日本国内の目的地に到着したとき	電波法第27条第2項
	免許の取消し	電波法第75条、第76条
	免許人が存在しなくなったとき（法人の解散、免許人が死亡し免許人の地位の承継が行われない場合）	
	多重放送の無線局で、本体放送局の免許が効力を失ったとき	電波法第13条の2

7. 2 無線局免許の取消し（包括免許の場合を除く）

絶対的取消し	免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となったとき、その免許を取り消さなければならない。*)	電波法第75条第1項
	一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。	
相対的取消し	二 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条の許可（通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所の変更の許可、無線設備の工事の変更の許可）を受け、又は同法第19条の規定による指定の変更（識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更）を行わせたとき。	電波法第76条第4項
	三 電波法第76条第1項の規定による無線局の運用の停止の命令又は運用の制限に従わないとき。	
	四 免許人が電波法第5条第3項第一号（電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者）に該当するに至ったとき。	

*) この場合、総務大臣は、免許人が第5条第4項第三号の規定により免許を受けることができない者となった場合において、同項第三号に該当することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができる。（電波法第75条第2項）

7. 3 免許失効の場合の措置

無線局の免許が失効した場合、免許人であった者には次の措置が求められる。

- ① 1ヶ月以内に免許状を返納しなければならない。（電波法第24条）
- ② 遅滞なく空中線を撤去しなければならない。（電波法第78条）

8 免許記録の取り扱い

免許記録は、免許が法令に基づいて正当に行われたことを証明するために交付される書類である。その取り扱いは適法に行われなければならない。

8. 1 免許記録の備え付け

免許記録の備付けは、電子計算機で常に表示、又は書面による免許記録の写しか免許事項証明書を見やすい箇所に掲示する方法により、免許記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行うこととする。（電波法施行規則第38条）

8. 2 免許状の訂正（電波法第 21 条、無線局免許手続規則第 22 条）

免許人は、免許状の記載事項に変更が生じたときには、免許状を総務大臣に提出して訂正を受けなければならない。（電波法第 21 条）

総務大臣は、新たな免許状の交付により免許状の訂正を行うことがある。新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。（無線局免許手続規則第 22 条）

8. 3 免許状の再交付

免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けることができる。この場合、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を提出しなければならない。

新たな免許状の交付を受けたときは、免許状を失った等のため返すことが出来ない場合を除き、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。（無線局免許手続規則第 23 条）

8. 4 免許状の返納

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1 ヶ月以内にその免許状を返納しなければならない。（電波法第 24 条）

9 登録点検事業者制度（電波法第 24 条の 2～第 24 条の 13、登録点検事業者等規則）

総務大臣の登録を受けた点検事業者が無線設備等の点検を行う場合には、その点検結果を利用することにより、検査官の臨場による実地検査を省略することができる。この制度を「登録点検事業者制度」という。

登録を受けるためには、次の事項についての要件を満たす必要がある。

- 点検員
- 測定器
- 業務の実施方法

9. 1 点検員の資格に関する要件（電波法別表第一）

点検員は、次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること

一	第一級、第二級又は第三級級総合無線通信士、第一級、第二級又は第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級又は第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士の資格を有すること
二	外国の政府機関が発行するこの表の一に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有すること
三	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること
四	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること

9. 2 測定器等に関する要件（電波法別表第二）

無線設備の点検に使用する測定器等の種類は、次に掲げるものであること。

周波数計 / スペクトル分析器 / 電界強度測定器 / 高周波電力計 / 電圧電流計 / 標準信号発生器

通信法規

測定器等は、次に掲げるいずれかの較正又は校正を受けたものであること。

一	独立行政法人情報通信研究機構又は電波法第102条の18第1項に定める指定較正機関が行う較正
二	計量法第135条又は第144条の規定に基づく校正
三	外国において行う較正であって、①に相当するもの
四	電波法別表第三に掲げる測定器*)その他の設備であって、この表の一～三のいずれかの較正又は校正を受けたものを用いて行う較正又は校正

*) 電波法別表第三に掲げる測定器：周波数計 / スペクトル分析器 / バンドメーター / 電界強度測定器 / オシロスコープ / 高周波電力計 / 電力測定用受信機 / スプリアス電力計 / 電圧電流計 / 低周波発振器 / 擬似音声発生器 / 擬似信号発生器 / 変調度計 / 比吸収率測定装置 / 直線検波器 / ひずみ率雑音計 / レベル計 / 標準信号発生器

9. 3 業務実施方法書

業務実施方法書	点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
	点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
	点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
	点検員（無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者、電波法別表第一）の氏名及び資格に関する事項
	測定器等（点検に用いる測定器その他の設備、電波法別表第二）の名称又は型式及び製造事業者名
	測定器等の保守及び管理並びに較正等（電波法第24条の2第4項第2号の較正又は校正）の計画
	無線局の種別ごとの点検の実施方法
	点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

10 無線局に関する情報の公表（電波法第25条）

総務大臣は、無線局の免許又は登録をしたときは、一定の無線局（電波法施行規則第11条で規定）を除き、その無線局の免許状又は登録状に記載された事項のうち、プライバシーの保護等に係わる事項（電波法施行規則第11条で規定）を除いて、インターネットの利用（電波利用ホームページ）その他の方法により公表する。

【チェックポイント－2】

1. 電波法に定める次の用語の定義を述べなさい。
 - 1) 電波
 - 2) 無線設備
 - 3) 無線局
2. 「無線局の開設」とはどのようなことを言いますか？
3. 「簡易な免許手続き」により開設できる無線局にはどのようなものがありますか？
4. 同一機種かつ同一ロットで製造された携帯電話機（性能・規格が同一の）10万台について無線局の開設手続きをする場合、どのような手続きによるのが適切ですか？
5. 「空中線電力が1ワット以下のPHSの基地局」を開設する場合、どのような開設手続きをするのが適切ですか？
6. 無線通信規則(RR18.1)の規定により送信局の設置又は運用には「国の許可書」が必要です。ところが、条約優先の規定(電波法第3条)を持つ電波法において、我が国の許可書に該当

通信法規

する免許状又は登録状のいずれも必要としない無線局の開設が認められています。

どのような規定によりこのようなことが可能となるか、述べなさい。

7. 電波法で定める「無線局の不法な開設」に当たるケースにはどのようなものがありますか？

8. 無線局の免許の絶対的欠格事由とは何か？

9. 無線局の免許の相対的欠格事由とは何か？

10. 一般の無線局と放送局の免許の欠格事由の違いは何か？

11. 無線局予備免許の指定事項を列挙しなさい。

12. 無線局の免許手続きでいう「工事設計の変更」とはどのようなことですか？

13. 無線局の免許手続きにおいて免許が拒否されるのはどのような場合ですか？

14. 無線局免許状の記載事項を列挙しなさい。

15. 特に規定の無い場合、無線局の無線局免許状の有効期限は何年ですか？

16. 特に規定の無い場合、無線局の再免許の申請時期は何時ですか？

17. 免許人の地位の承継とはどのようなことをいいますか？

18. 無線局免許が失効する場合の原因を述べなさい。

19. 無線局免許状を紛失した時に執るべき手続きを述べなさい。

20. 無線局の免許人であった者は、失効した無線局免許状をどのように扱わなければならないか？